

## 研究活動における不正行為への対応に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、長野県看護大学（以下「本学」という。）において研究活動を行っている者が、適正な研究活動を推進するために、研究活動における不正行為の防止及び、不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の対応に関し必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この規程において、「研究者」とは、本学の教職員及び、本学において研究費を利用する者をいう。

2 この規程において、「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した全ての研究費をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げるものをいう。

#### （1）捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

#### （2）改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### （3）盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### （4）研究費の不正使用

法令及び本学の規程等に反して不適切に研究費を受給し、又は管理及び執行すること。

4 この規程において、「配分機関」とは、研究費を配分する機関のことをいう。

### （学長の責務）

第3条 学長は、研究者倫理の向上を図るため、「研究倫理教育責任者」を指定し、広く研究活動に関わる者を対象とした研究倫理教育を行わせる。また、学生の研究者倫理に関する規範意識の向上に努めるものとする。

2 学長は、この規程に定める不正行為があった場合の調査及びその対応を総括する。

3 学長は、不正行為への対応に関する管理・運営を倫理委員会に担当させる。

### （告発等の受付窓口の設置と取り扱い）

第4条 本学における研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合告発等を受け付けるための窓口を事務局長とし、告発は、その事実を書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより行うものとする。

2 告発は原則として、顕名で行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者・グル

ープ、不正行為の態様等、事実の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

- 3 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取り扱いをする。
- 4 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている旨の告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被告発者に警告を行う。また、被告発者が本学以外に所属している場合は、所属する研究機関に当該事案を回付する。

### （告発者・被告発者）

- 第5条 告発者は、自己の利益を不当に得る目的、被告発者を誹謗中傷する目的、その他第三者に損害を与える目的で告発してはならない。
- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動が対象の場合、被告発者が既に本学を離職している場合などは、関係する研究機関が緊密に連携を図り調査を進める。
  - 3 学長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
  - 4 学長は、悪意に基づく告発を防止するため、告発者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
  - 5 学長は、調査結果が確定するまでは、告発という事由だけで、被告発者を懲戒処分、及びその他不利益な取り扱いをしてはならない。

### （予備調査）

- 第6条 学長は、第4条の告発を受け付けた場合には、速やかに予備調査の必要性を検討し、必要と判断した場合には、「予備調査委員会」を設置する。
- 2 「予備調査委員会」の構成員は、学部長、研究科長、倫理委員会委員長、その他学長が指名する者及び事務局長とし、委員長は学長が指名する。
  - 3 「予備調査委員会」は、「不正行為の行われた可能性」、「不正とする科学的な合理性」、「検証に係るデータ等の存在」など告発内容の合理性、調査の可能性等について予備調査を行いその結果を学長に報告する。
  - 4 学長は、告発を受け付けてから、概ね30日以内に、告発事案について本調査を行うか否かを決定する。
  - 5 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関や告発者の求めに応じて資料等を開示する。

### （本調査）

- 第7条 学長は、本調査が必要であると判断した場合は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。

- 2 学長は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に対して、本調査を行う旨報告する。なお、研究費の不正使用について調査を行う場合は、調査方針、調査対象及び方法等について、当該事案に係る配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 学長は、本調査の実施決定後概ね 30 日以内に「調査委員会」を設置して本調査を開始する。
- 4 「調査委員会」の構成員は、学部長、研究科長、倫理委員会委員長及び本学に属さない外部有識者 4 人以上とし、委員長は学長が指名する。なお、研究費の不正使用について調査を行う場合は、法律又は会計の専門知識を有する外部有識者を含めることとする。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 5 学長は、「調査委員会」を設置したときは、調査委員の所属・氏名を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知された日から 7 日以内に異議申し立てをすることができる。なお、異議申し立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 7 学長は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等について保全する措置を取るほか、調査中の一時的措置として、当該研究の実施及び研究費の支出の停止を命ずることができる。

#### (認定)

- 第 8 条 「調査委員会」は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究活動に係る各著者の論文及びその役割等を認定し、本調査開始後概ね 150 日以内に、その調査結果を学長に報告する。
- 2 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。
  - 3 不正行為は行われなかったと認定された場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、「調査委員会」は併せてその旨の認定を行うものとする。なお、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

#### (調査結果の通知・報告)

- 第 9 条 学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に調査結果の報告をする。
- 2 学長は、研究費の不正使用について本調査を行った場合は、次のとおり当該事案に係る配分機関へ報告及び調査への協力等を行うものとする。
    - (1) 情報提供等の受付から 210 日以内に、本調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画

等を記載した最終結果報告書を配分機関に提出しなければならない。

- (2) 期限までに本調査が完了しない場合は、本調査の中間報告書を配分機関に提出するものとする。
- (3) 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、配分機関が求める場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を当該配分機関に提出しなければならない。
- (5) 配分機関が求める場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

### (不服申し立て)

- 第10条 不正行為と認定された被告発者及び、悪意に基づくものと認定された告発者は、認定が通知された日から7日以内に、原則として文書で学長に対し不服申し立てをすることができる。
- 2 不服申し立てに係る審査は、「調査委員会」が行うこととする。
  - 3 不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、及び不服申し立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。
  - 4 不服申し立てそのものを却下する場合は速やかに、また、再調査を行うことを決定した場合は、被告発者の再調査については、先の調査結果を覆すに足りる資料等の提出を求め概ね50日以内に、告発者の再調査の場合は概ね30日以内に、その調査結果を学長に報告する。
  - 5 学長は、「調査委員会」からの再調査結果を、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

### (調査結果の公表)

- 第11条 学長は、最終的に被告発者による不正行為が行われたとの認定があった場合には、速やかに調査結果を公表する。
- 2 学長は、被告発者による不正行為は行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
  - 3 悪意に基づく告発の認定があった場合には、調査結果を公表する。

### (告発者及び被告発者に対する措置)

- 第12条 学長は、不正行為が行われたと認定した被告発者が、本学の研究者である場合には、教授会の議を経て、教育研究活動や研究費の制限、論文の取り下げ勧告を行うとともに、長野県の「懲戒処分等の指針」に基づく措置等を講ずる。
- 2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定した場合には、告発者が本学の研究者である場合には、長野県の「懲戒処分等の指針」に基づく措置等を講ずる。また、当該告発者が、他機関に所属する場合は、当該機関の長に通知するなど適切な措置を講ずる。

**(事務)**

第13条 この規程に係る事務処理は、総務課が行う。

**(雑則)**

第14条 本規程に定めるもののほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を適用する。

2 この規程の運用、解釈等について疑義が生じた場合は、倫理委員会において協議・決定する。

（附則）この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（附則）この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（附則）この規程は、令和4年4月1日から施行する。